

みまさか暮らしの質改善プラン

美作市に住んでみたい、住み続けてみたいと思っていただけるよう
施行した市独自の事業一覧です。

関係部署連絡先（市外局番：0868）

福祉政策課	☎ 72-6466
健康政策課	☎ 72-7701
子ども政策課	☎ 72-6467
建設課	☎ 72-0924
都市住宅課	☎ 72-6697
総務課	☎ 72-1111
危機管理室	☎ 72-6344
総合政策課	☎ 72-6696
情報政策課	☎ 72-6631
社会教育課	☎ 72-1113



美作市HP
「みまさか暮らしの質改善プラン」特設サイト

福祉政策

健康管理支援

・特定疾患療養附帯交通費の助成

指定難病、小児慢性特定疾患、人工透析が必要な方へ、通院交通費の一部を給付します。

・障がい者医療費給付制度

重度障がい者の医療費を助成する制度です。令和3年11月診療分から受給資格者に重度精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療費受給者証（精神通院）のいずれも所持する方）を追加しました。

【福祉政策課】

・若年者あんしん在宅療養支援

若年層において、若年がん患者のほか特定疾病の方が住み慣れた在宅での生活を送れるよう支援し患者及び家族の負担軽減を図る事を目的として、在宅介護サービスの利用に対し給付を行います。

・がん患者医療用補正具（アピアランス）助成

がん治療に伴う外見の変化によって悩みを抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグ・補整具等（補整パット、補整下着、専用入浴着、弾性着衣及びエビテーゼ）の購入に係る経費の一部を助成します。助成は、経費の1/2に相当する額とし、医療用ウィッグ上限5万円、補整具等上限10万円です。

【健康政策課】

高齢者等向け支援

・タクシー利用補助

運転免許証を保有していない高齢者、障がい者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。

【総合政策課】

・老人日常生活用具給付

多くの方に利用していただけるよう、所得制限を廃止しました。また、給付の利便性を図るため、購入業者を指定特定福祉用具販売事業所に拡大しました。

【健康政策課】

・権利擁護センター

高齢者、障がい者および児童の虐待防止、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援、青年後見人制度の利用など市民の皆様の権利擁護支援を行います。

【福祉政策課】

移住定住支援

・みまさか移住定住住宅補助 （詳細は別紙）

市内に住宅を新築、中古住宅取得・改修を行った場合助成をします。



・空き家家財道具撤去補助

空き家バンク制度に登録している物件について、売買契約又は賃貸借契約が成立した物件所有者が家財道具を片付ける際の費用を補助します。（経費の1/2：上限10万円）

【総合政策課】

・定住促進住宅

低廉な賃貸住宅を入居条件を緩和して提供します。

【都市住宅課】

地域・まちづくり政策

地域活動支援

・地域おこし協力隊

一定期間、地域に移住し地域ブランドや活動の支援を行いながら定住・定着を図る取り組みです。特定の地域だけでなく、各種団体への配置も行います。

【総合政策課】

・市民活動団体等支援補助金

市民活動団体等が自主的に実施する地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動に対して補助します。

【市民課】

・公民館事業の活性化

公民館が実施する講座や貸館により、市民の学びをサポートします。

・市民向け文化芸術鑑賞事業

文化芸術振興を目的に、文化芸術鑑賞事業を実施します。

・市民大学

市民の誰もが生涯学習を行える場を提供します。

【社会教育課】

公共施設管理

・市道区画線等整整備（真白い白線事業）

安全で円滑な交通環境を確保するため、区画線を計画的に整備します。

・市道維持管理

安全で快適な交通環境を確保するため、市道の修繕整備に取り組みます。

・市道認定

公共性の高い道路を市道認定し、住みよいまちづくりを推進するため、市道認定の基準を緩和しました。

【建設課】

・トイレ新洋式化推進

快適な環境整備のため、公共施設などのトイレを温水洗浄便座機能等がついた洋式水洗トイレに順次改修します。

【各施設管理担当課】

安心・安全

・緊急・行政情報配信

個人の携帯端末にメールやアプリで緊急・行政情報を発信します。

【情報政策課・危機管理室】



・建築物耐震診断補助

地震に強い建物の推進のため、古い基準で建てられた建築物の耐震診断費用の一部を補助します。

・木造住宅耐震改修補助

地震に強い建物の推進のため、耐震診断により、耐震が必要と判断された建築物の多耐震改修工事費用の一部を補助します。

・老朽危険空家除去補助

空家の不良度を判定し、基準以上であれば、除去費用の1/2(上限300万円)、基準未満であれば1/2(上限50万円)、応急措置費の1/2(上限10万円)を助成します。

・ブロック塀等撤去補助

地震発生時の避難経路の安全を確保するため、主要な道などに面した危険なブロック塀の撤去費用の一部を補助します。

【都市住宅課】

・防犯灯設置補助

集落道等の危険個所に防犯灯の設置を行い安心安全なまちづくりに努めます。

【総務課】

／ 制度が改正されました！ ／

美作市の住宅補助金

～美作市内に住宅を建築や購入、リフォームをした方に補助金を交付します～

住宅を購入

新築を
建築・購入で

(旧) 40万円から



最大 130万円に!
(建築・購入費の1/10)

中古を購入・
リフォームで

(旧) 30万円から



最大 50万円に!
(購入・リフォーム費の1/10)

空家バンク登録住宅

貸して改修

リフォーム費

(旧) 30万円から



最大 50万円に!
(リフォーム費の1/2)

借りて改修

リフォーム費

(旧) 30万円から



最大 50万円に!
(リフォーム費の1/2)

※取得日(登記日)で補助金の金額が変わる可能性があります。詳しくは裏面へ

◆ 下記の項目に当てはまる場合に補助金を加算します ◆

NEW	世帯全員満40歳未満	10万円	申請者とその配偶者がどちらも満40歳未満の場合(10万円/一世帯)
	児童・生徒	1人あたり10万円	世帯員に義務教育終了前の子がいる場合 (旧) 5万円 → <u>10</u> 万円/人・上限なし)
	リフォーム	上限50万円	中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームした場合 (支払金額の1/2・上限50万円)
	市内事業者	上限10万円	建築やリフォームを市内事業者と契約した場合 (支払金額の1/2・上限10万円)
旧制度	光ケーブル	上限3万円	対象事業に併せて光ケーブル工事をした場合 (費用の1/2・上限3万円)
	宅地購入	上限10万円	申請者、または配偶者の少なくともどちらかが 満50歳未満の場合(購入費用の1/2・上限10万円)

※取得日(登記日)が令和7年3月31日以前の場合は、旧制度が適用



美作市
Mimasaka-city

お問い合わせ

政策推進部 総合政策課

TEL : 0868-72-6696

【 注意事項 】

- ・取得日(登記日)が令和7年3月31以前は旧制度の補助金が適用され、令和7年4月1日以降は新制度が適用される
- ・住宅とは、居住の用に供する建築物のことという(住宅としてみなすには「玄関」「トイレ」「キッチン(流し台)」が設置されている必要)
- ・住宅の取得から1年以内を申請期限とする



補助金等の種類	対象案件	リフォーム	市内事業者	児童生徒	光ケール	宅地購入
新築住宅補助金	新築住宅 (建築・購入)	-	○	○	○	○
中古住宅補助金	中古住宅購入	○	○	○	○	○
ふるさと跡継ぎ 支援補助金	3親等以内の親族の 住宅を継承して改修	-	○	○	○	-
ふるさと我が家 リフォーム補助金	空家バンク登録 住宅を貸して改修	-	○	-	○	-
ふるさと賃貸 リフォーム補助金	空家バンク登録 住宅を借りて改修	-	○	○	○	-
住宅を新築・購入 リフォームした者						
所有者						
空家所有者						
賃貸する者						

※旧制度の補助金制度

【 共通対象要件 】

- ・世帯全員が市税等に滞納がないこと
- ・美作市暴力団排除条例に定める暴力団員ではないこと
- ・補助金交付の決定後5年間居住すること
- ・申請者又はその世帯員の親族から購入した土地・建物は対象外とする
- ・リフォームの場合、住宅の取得に併せてリフォームする場合に限る